

平成25年10月16日

ふるさと自然の会

会長 川内野 善治 様

佐世保市長 朝長 則男



宇久島メガソーラー事業に関する要望への回答

秋冷の候、貴下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より市政推進にあたりましては、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成25年8月26日付でご要望がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたしますので、よろしくご査収くださいますようお願い申し上げます。

記

(1) 現に利用されていない農地（牧野を含む）以外への建設を認めないこと。

事業者からは、太陽光発電設備の設置場所については検討段階であり、確定したものではないと伺っております。また、設置に関する農地転用手続きについて、その許可の最終判断は、国または県においてなされます。

なお、主な関係法令については以下のとおりです。

農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、森林法、森林病害虫等防除法、景観法、自然公園法、公有地の拡大の推進に関する法律、都市計画法、建築基準法、国土利用計画法、水道法、港湾法、漁業法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、文化財保護法、土壤汚染対策法

(2) 本事業は景観条例の適用事業であると考えられるので、条例に沿った手続きを執るべきである。

今回示された宇久島メガソーラーの事業計画では、太陽光パネルの設置高さが15m以下であり、また、土地の切土・盛土を伴わない設置であることから、景観条例に定める届出対象行為に該当しないものと判断しております。

今後、事業者との事前協議により景観形成の基本理念を十分説明し、ご理解いただくよう努力してまいります。

(3) 佐世保市レッドデータブックに掲載されている「保全することが望ましい地域」については保全を前提とすべきである。

事業者からは、太陽光発電設備の設置場所については検討段階であり、確定したものではないと伺

っております。

佐世保市レッドリストに記載のある「保全することが望ましい地域」につきましては、法的な拘束力を持って行為を制限できるものではございませんが、保全に努める必要があると認識しておりますので、事業者に対し、本地域の自然環境の重要性や保全の必要性について訴え、本地域をはじめとする自然環境の保全のため、希少種の分布状況等の調査や太陽光発電設備設置による影響の評価を行い、設置場所の選定を含め、事業全体を通じて生態系への影響が最小となるべく配慮を行うよう、求めてまいります。

(4) 佐世保市・宇久町『まちづくり計画』(新市建設計画)の再確認をすべきである。

佐世保市・宇久町『まちづくり計画』は、合併時に策定され、旧宇久町の特性を考慮に入れながら新市を建設していくための基本方針や基本目標を定め、「人・街・緑・海が奏でる協創都市させぼ」を将来像としています。新市の基本理念の中には「都市と自然が持続できる環境の「共生」」が掲げられており、この考え方は上位計画となる「佐世保市総合計画」の中に包含されています。

平成25年度を始期とする「佐世保市総合計画後期基本計画」では、政策「合併地域等の振興」中の施策「合併地域の振興」においてまちづくり計画を推進することとしており、施策の方向性には「その過程において、地区協議会を通じ、地域住民の声を施策に反映できるように努めます」とあります。

本件につきましても「まちづくり計画」及び「総合計画」の主旨に鑑み、事業者に対しては、宇久住民の意見をよく聴き事業をおこなうよう、働きかけて参りたいと考えております。

(5) メガソーラーが宇久島の主力産業「畜産業」を圧迫しないようにすべきである。

宇久島は市内最大の繁殖牛地帯であり、島内の豊かな草資源が宇久地区の畜産を支えています。

太陽光パネルの設置に際しては、畜産業への影響を勘案し、関係者との調整を十分図るよう、事業者へ働きかけて参りたいと考えております。

今後とも、市政推進にあたりましては環境保全の観点からも取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

佐世保市企画部政策経営課

担当：久留（ひさどめ）

電話 24-1111（内線 2776）

Email seisak@city.sasebo.lg.jp